

社会保障審議会介護給付費分科会 ヒアリング資料

一部ユニット型特別養護老人ホーム等について

埼玉県

埼玉県の高齢化の現状について

☆本県の高齢化の特徴

- ① 今は高齢化率が全国で3番目に低い
- ② 高齢化のスピードが速い
- ③ 高齢者の絶対数が多い
- ④ 団塊の世代が多い
- ⑤ 単身高齢者や高齢夫婦世帯が急速に増える
- ⑥ 地域間格差が大きく、都市部で高齢化が急速に進展する
- ⑦ 地域とのつながりの比較的薄い人が多い

☆セーフティネットとして
介護基盤の整備が
緊急の課題

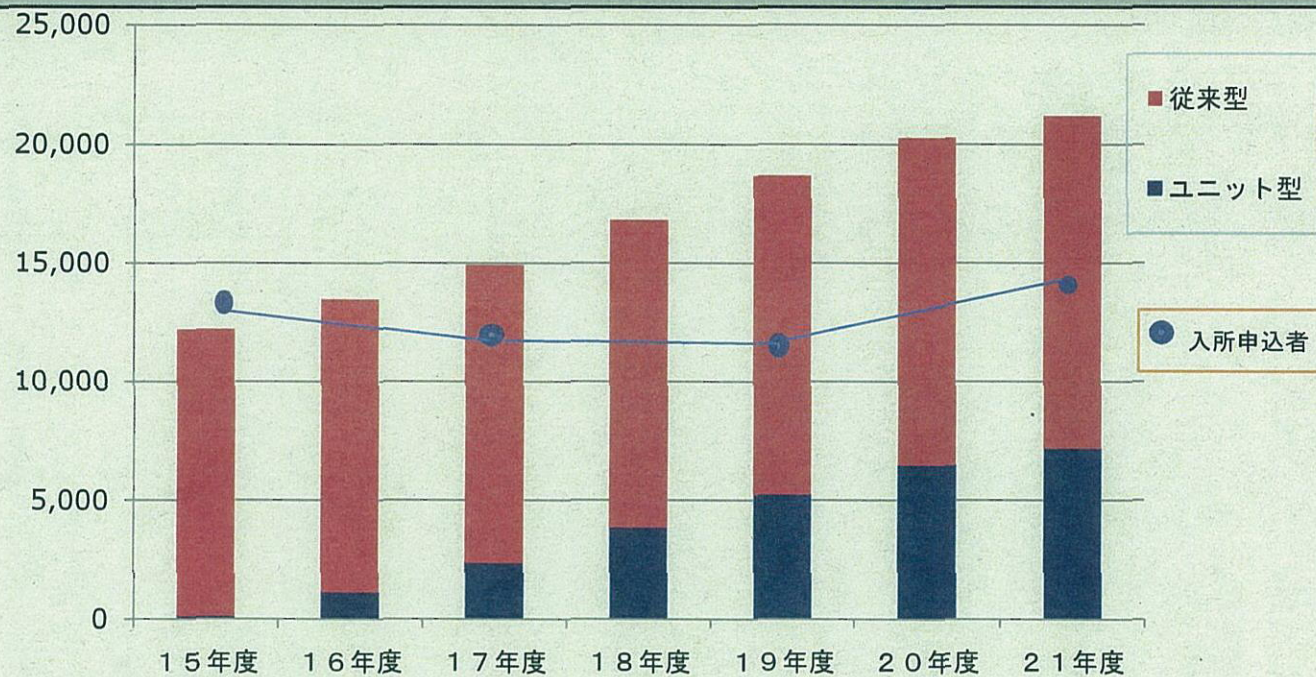
☆ 本県の高齢者数及び高齢化率

(単位 千人)

区分	H22年 2010年	H27年 2015年	H32年 2020年	H37年 2025年	H42年 2030年	H47年 2035年
高齢者人口	1,468	1,792	1,957	2,005	2,045	2,115
高齢化率	20.7%	25.5%	28.3%	29.7%	31.3%	33.8%

埼玉県高齢者支援計画より

特別養護老人ホームの整備状況と申込者の推移



	(定員)							(人、%)						
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ユニット型	148	1,152	2,397	3,883	5,250	6,495	7,183	1.2%	8.5%	16.0%	23.1%	28.1%	32.0%	33.9%
従来型	12,091	12,337	12,556	12,957	13,447	13,804	14,030	98.8%	91.5%	84.0%	76.9%	71.9%	68.0%	66.1%
合計	12,239	13,489	14,953	16,840	18,697	20,299	21,213							

申込者	14,172	13,705	12,812	14,648
-----	--------	--------	--------	--------

特別養護老人ホーム等の整備方針について

ユニット型整備を基本としつつ、地域の実情に応じて柔軟に対応していく

前提事実

- 原則として生活保護受給者のユニット型利用は認められていない。
- ユニット型は低所得者にとって、割高で利用しにくい
例えば 国民年金の老齢年金(基礎のみ・旧国年)の
平均受給月額 4.9万円(※)
この場合、
所得第2段階の利用者負担(1割負担、居住費、食費)は
ユニット型個室 月額約5.2万円(要介護3)
従来型多床室 月額約3.7万円(要介護3)

※平成20年度厚生年金保険・国民年金事業の概況より

- 既存施設の従来型は常に満床状態

在宅サービスの充実とともに
施設整備が必要

ユニット型・従来型を併設した一部ユニット型の整備

注 厚生労働省は、平成21年5月の「介護基盤の緊急整備等について」において「ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もある」としている。

一部ユニット型特養の利用者状況について(5施設)

☆ 一部ユニット型特養 (平成15年4月以降新設) 5施設 493人の状況
 (従来型 145人、ユニット型341人)
 (H22.4開設分は除く)

利用者負担の段階別状況 (22年3月末現在)
 (従来型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	0	5	5	12	2	24	16.6%
(うち生活保護受給者)	0	5	5	10	2	22	15.2%
第2段階	0	9	19	15	15	58	40.0%
第3段階	2	5	11	7	2	27	18.6%
第4段階	0	4	9	12	11	36	24.8%
合計	2	23	44	46	30	145	100.0%

(ユニット型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	0	0	0	0	0	0	0.0%
(うち生活保護受給者)	0	0	0	0	0	0	0.0%
第2段階	7	41	52	47	28	175	51.3%
第3段階	2	5	20	17	7	51	15.0%
第4段階	4	12	38	37	24	115	33.7%
合計	13	58	110	101	59	341	100.0%

一部ユニット型特養の利用者状況について(27施設)

☆ 一部ユニット型特養 27施設 2,453人の状況
(従来型 1,331人、ユニット型1,122人)

利用者負担の段階別状況(22年3月末現在)
(従来型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	4	14	36	45	35	134	10.1%
(うち生活保護受給者)	1	10	20	29	21	81	6.1%
第2段階	12	61	175	261	272	781	58.7%
第3段階	5	11	60	71	58	205	15.4%
第4段階	5	14	44	88	60	211	15.9%
合計	26	100	315	465	425	1331	100.0%

(ユニット型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	0	1	0	0	0	1	0.1%
(うち生活保護受給者)	0	0	0	0	0	0	0.0%
第2段階	25	122	191	218	133	689	61.4%
第3段階	4	14	43	65	29	155	13.8%
第4段階	10	33	97	88	49	277	24.7%
合計	39	170	331	371	211	1122	100.0%

特別養護老人ホームの利用者状況について(県全体)

☆ 県内の全特養 262施設 20,040人の状況
 (従来型 13,509人、ユニット型 6,531人)
 (平成22年3月末現在開設分)

利用者負担の段階別状況 (補足給付の段階)
 (従来型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	47	148	300	384	300	1,179	8.7%
(うち生活保護受給者)	36	118	231	295	181	861	6.4%
第2段階	203	701	1,790	2,837	2,530	8,061	59.7%
第3段階	76	191	501	715	558	2,041	15.1%
第4段階	55	189	493	847	644	2,228	16.5%
合計	381	1,229	3,084	4,783	4,032	13,509	100.0%

(ユニット型)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	割合
第1段階	1	7	22	32	14	76	1.2%
(うち生活保護受給者)	0	3	2	5	2	12	0.2%
第2段階	142	573	1,099	1,298	770	3,882	59.4%
第3段階	61	141	314	356	206	1,078	16.5%
第4段階	69	167	438	515	306	1,495	22.9%
合計	273	888	1,873	2,201	1,296	6,531	100.0%

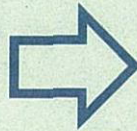
特別養護老人ホームの入所申込数

※各施設の待機者数の単純合計であり、名寄せはしていない。

	従来型希望	ユニット型希望	どちらでもよい	希望不明	合計
入所申込数	30,160	12,610	1,226	1,405	45,401
割合	66.4%	27.8%	2.7%	3.1%	100.0%

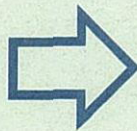
一部ユニット型特養等のユニット部分の人員、設備及び運営の状況について

1 人員について



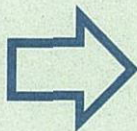
- ・介護又は看護職員は基準の3：1を上回る配置している。
- ・昼間は、ユニットごとに常時1人以上の介護又は看護職員を配置している。
- ・夜間及び新夜については、2ユニットごとに1人以上の介護又は看護職員を配置している。
- ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置している。
など

2 設備について



- ・1ユニット10人以下
- ・居室定員は1人
- ・居室面積13.2㎡以上
- ・ユニットに共同生活室を配置 など

3 運営について



- ・介護が、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っている。
- ・入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供している。
など

一部ユニット型特養等のユニットケアの処遇状況等について

☆ 一部ユニット型特養等（平成15年4月以降新設）の状況

1 個別ケアの継続性を保てるよう、情報の共有の仕組み作りや職員配置・職員教育の実施

2 施設の理念の共有のもと、1人ひとりを尊重し、生活リズムに沿った個別ケアの実践

3 在宅に近い環境づくりへの配慮がなされ、生活の場としての誂え

- ユニット職員を固定して配置
- ユニットごとにユニットリーダー配置
- 各利用者の生活習慣・趣味・好きなこと等についての意向を把握し個別ケアに取り組んでいる。
- プライバシーに配慮したケア（排泄・入浴）
- 家庭的な雰囲気の中で、栄養並びに利用者の心身の状況・嗜好を考慮した食事の提供
- 職員に対し、研修の機会を確保

→ 別資料 参照

◎ 一部ユニット型特養でユニットケアを実施

注 厚生労働省は、既存従来型施設がユニット型を増床した場合、一部ユニット型として認めている。

一部ユニット型特養等の介護報酬について

1 介護保険法に基づく省令には「一部ユニット型」の創設を規制する規定がないこと。

2 厚生労働省からも整備が可能であるとの見解を受け、整備(協議)を行ってきたこと。

3 「一部ユニット型」のユニット部分では、ユニットケアが行われていること。



☆ 一部ユニット型特養のユニット型部分については、ユニットの介護報酬を従来型の部分については従来型の介護報酬を適用。

今後の方向性について

1 一部ユニット型特養等の必要性

- ・ユニット型については、生活保護受給者の利用が、原則として認められていないことや、低所得者の負担感が大きいこと等から、当面一部ユニット型の整備は必要である。
- ・一部ユニット型の創設あるいは従来型の整備も規制するのであれば、速やかに生活保護受給者の利用を認めるとともに、低所得者に対する補足給付の充実を検討されたい。

2 介護報酬について

- ・一部ユニット型特養、老健については、人員、設備及び運営面において基準等を充たしている。については、ユニット部分についてはユニットの、従来型部分については従来型の介護報酬を適用することについて、御理解いただきたい。

社会保障審議会介護給付費分科会
ヒアリング資料

一部ユニット型特別養護老人ホーム等について
(別資料)

埼玉県

埼玉県におけるユニットケアの処遇状況等

			該当施設数			備 考 (特記事項・実践例・特色など)
			特養	老健	計	
個別ケアの継続性を保てるよう、情報共有の仕組み作りや職員配置・職責教育の実施	勤務体制の確保	昼間については各ユニットごとに常時1人以上の介護又は看護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに1名以上の介護又は看護職員を配置している。	6/6	9/9	15/15	・人員配置については、基準により、従来型と比べ手厚く配置。
	勤務体制の確保	ユニット職員(介護職員)を固定化して配置している。	6/6	9/9	15/15	・利用者との信頼関係を築くとともに入居者の情報の深化や共有化を図るため固定化。
	勤務体制の確保	ユニットごとにユニットリーダーを配置し、そのうち2名以上(2ユニット以下は1名以上)がユニットリーダー研修の受講済者である。	5/6	8/9	13/15	(21年度ユニットリーダー研修受講者が退職。22年度研修を受講予定の施設有り。)
	個別ケアの取り組み	利用者の生活習慣・趣味・好きなこと等についての意向を把握している。	6/6	9/9	15/15	・聞き取りや普段の生活状況から把握。 ・希望により新聞の定期購読、書道の通信講座、パソコンのインターネット加入可能。
	個別ケアの取り組み	利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行っている。	6/6	8/9	14/15	・入所相談時、入所決定時、ケアプラン作成時、家族訪問時等に説明。
	個別ケアの取り組み	職員に対し、資質向上のための研修の機会を確保している。	6/6	9/9	15/15	・施設内におけるユニットリーダー研修やユニット会議の実施。 ・施設外における研修を積極的に受講。
施設の理念の共有のもと、1人ひとりを尊重し、生活リズムに沿った個別ケアの実践	個別ケアの実践	利用者のプライバシーに配慮したケアを行っている。(排泄ケア・入浴等)	6/6	9/9	15/15	・個々の排泄リズム等のデータを目安に、その日の様子に合わせて対応。 ・入浴時は、誘導、着脱、入浴まで同じ職員が対応。
	個別ケアの実践	利用者の心身の状況に応じて、個別の入浴体制をとっている。	5/6	8/9	13/15	・家庭的な雰囲気や羞恥心への配慮を大切にしている。 ・入浴は、1対1での個別。 ・24時間シートを作成し、個別ケアの中で実施。
	個別ケアの実践(食事)	家庭的な雰囲気の中で、栄養並びに利用者の心身の状況・嗜好を考慮した食事を提供している。	6/6	9/9	15/15	・個人の習慣や嗜好をあらかじめ厨票に伝え対応。 ・個人の嗜好にあった飲み物(コーヒー、お茶、ジュースなど)を提供。
	個別ケアの実践(食事)	利用者の生活ペースにあわせて食事の提供をしている。(食事時間を十分に確保している。)	6/6	7/9	13/15	・利用者の覚醒状況・生活リズムに応じ、食事時間に幅を持たせ、提供。
	個別ケアの実践(食事)	家庭的な雰囲気を尊重するよう、個人の食器の持ち込みを認めている。	6/6	5/9	11/15	・着、湯飲み、茶碗等は、個人の持ち込み可能。
	個別ケアの実践(食事)	家庭的な雰囲気を尊重するよう、ユニットで炊飯等を行っている。	3/6	4/9	7/15	・利用者に米をといでもらい、炊飯すること有り。
	個別ケアの実践(食事)	利用者に合わせて、一緒に準備や片づけ等を行っている。	6/6	7/9	13/15	・食器の片付け、テーブル拭き、米とぎ等の手伝い有り。
	個別ケアの実践	利用者の出来ること(食事の盛りつけや洗濯物をたたむ等)をできるように支援している。	5/6	8/9	13/15	・洗濯物のたんすへの収納、整理など入居者ができるよう支援。
	個別ケアの実践	利用者の意向に関わりなく、集団でのゲームや行事等について参加を強制していない。(希望を聞いた上で参加支援している。)	5/6	9/9	14/15	・利用者の趣味や以前の生活を聞き取るとともに、参加の意向を確認し、対応。
	個別ケアの実践	介護の際に、利用者の日常生活の援助が過剰なものとなっていない。	5/6	8/9	13/15	・利用者の意思や自己決定を尊重。
	個別ケアの実践(社会生活上便宜の提供等)	利用者の家族と連携を図るよう努めている。	6/6	9/9	15/15	・家族会の設立や家族訪問時の近況報告。 ・ユニット内外の行事等への参加の呼びかけ。
在宅に近い環境づくりへの配慮がなされ、生活の場としての設え	居室	個室である。(夫婦等で利用する場合は2人部屋も可)	6/6	9/9	15/15	・13.2㎡以上を確保し、本人が気兼ねなく過ごせるよう配慮。 ・居室に家族が自由に出入りでき、場合によっては、宿泊できる。
	居室	使い慣れた家具を個室に持ち込むことを認めている。	6/6	7/9	13/15	・テレビ、仏壇、たんす、ソファ、机、パソコン、電気ポット等の持ち込み可能。
	ユニット内の設備	ユニット内に居室・共同生活室・洗面設備・便所を配置している。	6/6	9/9	15/15	・生活がユニット内で行われるよう配慮。
	施設内の設備	他のユニットや多数の入居者が集まる場所がある。	6/6	8/9	14/15	・談話スペース有り。
	共同生活室	共同生活室は利用者が心身の状況に応じて家事を行うことが出来るよう、簡易な流し・調理設備を設けている。	5/6	8/9	13/15	・ユニット内に食器棚、冷蔵庫、トースターなど有り。
	洗面設備	ユニットで生活できるよう、洗面設備が居室内またはユニットに適当数設置している。	6/6	9/9	15/15	・ユニット内又は居室内に洗面台有り。
	便所	ユニットで生活できるよう、便所が居室内またはユニットに適当数設置している。	6/6	9/9	15/15	・ユニット内又は居室内にトイレ有り。
	浴室	浴室は居室のある隣ごとに設置している。	6/6	8/9	14/15	・入浴の移動時に、他のユニットを通ることなく入浴可能。

一部ユニット型介護老人保健施設の状況に関する調査票

1) 施設区分	a) 特別養護老人ホーム	<input checked="" type="radio"/> b) 介護老人保健施設
2) 施設名	番号13	
3) 従来型部分 ・多床室	a) 定員	56名
	b) 職員配置の状況	介護職員 14.7名 看護職員 8.1名
4) 従来型部分 ・従来型個室	a) 定員	5名
	b) 職員配置の状況	介護職員 名 看護職員 名
5) 個室ユニット型部分	a) 定員	39名
	b) 職員配置の状況	ユニットリーダー 4名 介護職員、看護職員 15名 その他ユニット専属の職員()名
	c) ユニットケア（利用者の生活リズムに沿った個別ケアなど）の具体的な内容	<p>・3階全体がユニット型となっており、浴室は3階に2箇所設置し、利用者の生活が、ユニット内で行われるように配慮している。</p> <p>・外出や入浴のための移動時に他のユニットを通過することはなく、ゆったりとした雰囲気を保っている。</p> <p>・人員も設備も従来型とは分離し、独立して配置している。</p> <p>・行事やレクリエーション等もユニットごとに企画・開催される。</p> <p>・食事は利用者の状態を考慮し、可能な限りユニットでの炊飯や盛りつけ、片づけに取り組んでいる。</p>
6) 従来型とユニット型個室の職員の配置状況	<input checked="" type="radio"/> a) 別々に職員を固定して配置している <input type="radio"/> b) 固定はしているが一定期間ごとにローテーションを行っている <input type="radio"/> c) 兼務や融通を行うなど配置を固定していない <input type="radio"/> d) その他()	

平成22年8月現在の介護職員・看護職員数(常勤換算) 21.7名 人員配置 1.8 : 1

- ・調査時の職員数は、ユニットリーダーを含まず報告したものであり、正しくは19名となる。
- ・3月は年度の変り目、退職者が多かった。その後職員を採用している。
- ・配置基準に参入していない間接的介護業務を扱う非常勤職員を雇用している。

一部ユニット型介護老人保健施設の状況に関する調査票

1) 施設区分	a) 特別養護老人ホーム	<input checked="" type="radio"/> b) 介護老人保健施設
2) 施設名	番号15	
3) 従来型部分 ・多床室	a) 定員	40名
	b) 職員配置の状況	介護職員 21.6名 看護職員 7.1名
4) 従来型部分 ・従来型個室	a) 定員	20名
	b) 職員配置の状況	介護職員 名 看護職員 名
5) 個室ユニット型部分	a) 定員	40名
	b) 職員配置の状況	ユニットリーダー 4名 介護職員、看護職員 15.2名 その他ユニット専属の職員()名
	c) ユニットケア（利用者の生活リズムに沿った個別ケアなど）の具体的な内容	・入所時より、24時間アセスメントを行い、食事・排泄・入浴等をケアプランに反映させている。 ・食事の時間・場所の希望を聞いている。 ・ユニットごとに利用者スタッフの話し合いがあり、レクリエーション等を決定している。
6) 従来型とユニット型個室の職員の配置状況	<input type="radio"/> a) 別々に職員を固定して配置している <input type="radio"/> b) 固定はしているが一定期間ごとにローテーションを行っている <input type="radio"/> c) 兼務や融通を行うなど配置を固定していない <input type="radio"/> d) その他()	

平成22年8月現在の介護職員・看護職員数(常勤換算) 21.3名 人員配置 1.9 : 1

・3月は年度の変わり目で、退職者が多かった。その後職員を採用している。

・配置基準に参入していない間接的介護業務を扱う非常勤職員を雇用している。

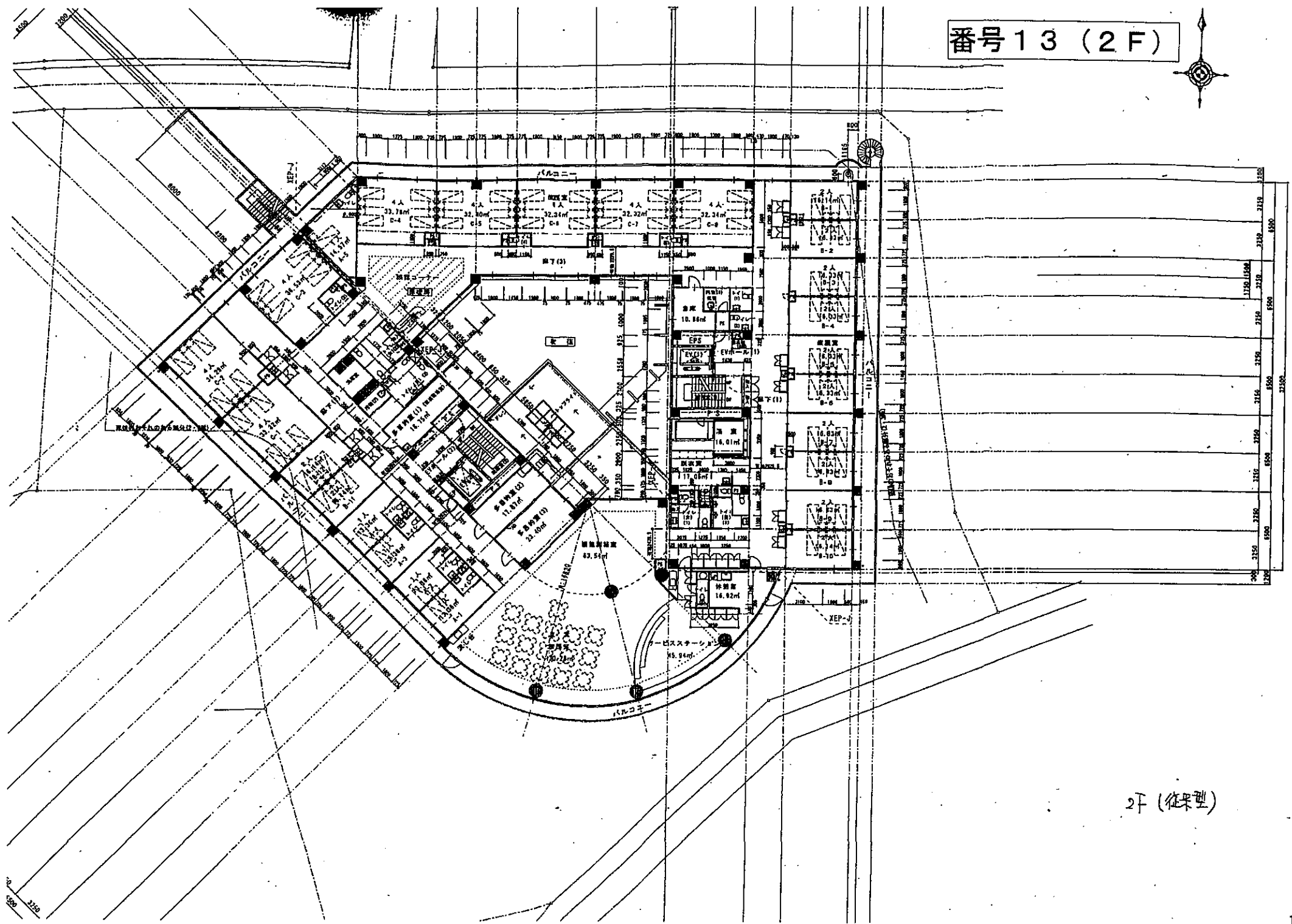
一部ユニット型介護老人保健施設の状況に関する調査票

1) 施設区分	a) 特別養護老人ホーム <input checked="" type="radio"/> b) 介護老人保健施設	
2) 施設名	番号19	
3) 従来型部分 ・多床室	a) 定員	50名
	b) 職員配置の状況	介護職員 15.8名 看護職員 8.5名
4) 従来型部分 ・従来型個室	a) 定員	10名
	b) 職員配置の状況	介護職員 名 看護職員 名
5) 個室ユニット型部分	a) 定員	20名
	b) 職員配置の状況	ユニットリーダー 2名 介護職員、看護職員 8名 その他ユニット専属の職員()名
	c) ユニットケア（利用者の生活リズムに沿った個別ケアなど）の具体的内容	・食事の時間帯は固定しているが、一部加工、ご飯、みそ汁の盛りつけ等は各キッチンで行っている。 ・外出・レクリエーション（食事会・外出による文化活動）をユニットで独立して行っている。 ・居室清掃・洗濯等について生活リハビリをシュミレーションし個別ケアを行っている。
6) 従来型とユニット型個室の職員の配置状況	<input checked="" type="radio"/> a) 別々に職員を固定して配置している <input type="radio"/> b) 固定はしているが一定期間ごとにローテーションを行っている <input type="radio"/> c) 兼務や融通を行うなど配置を固定していない <input type="radio"/> d) その他()	

平成22年7月現在の介護職員・看護職員数(常勤換算) 11.0名 人員配置 1.8 : 1

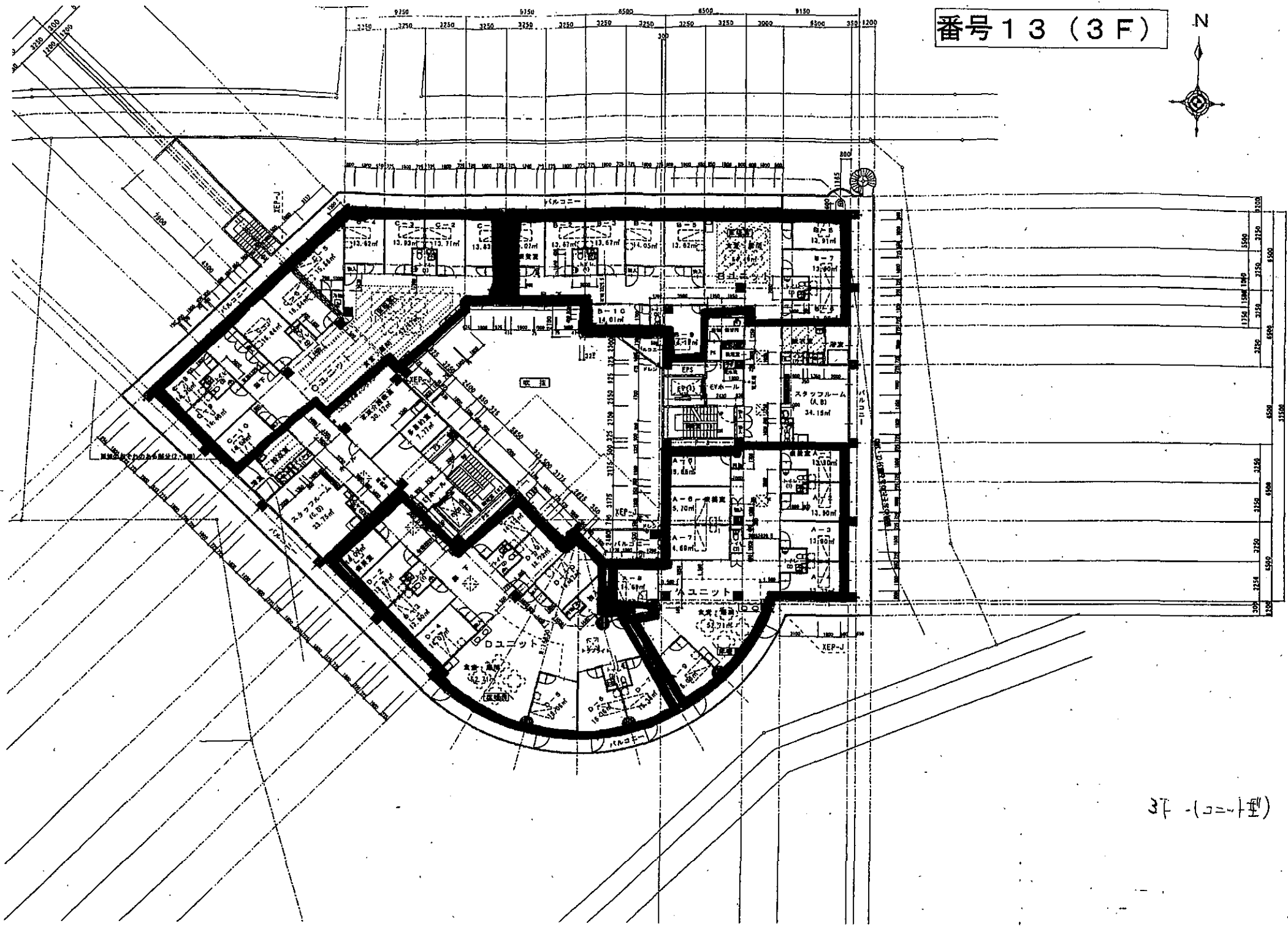
・4月以降、職員を採用している。

・配置基準に参入していない間接的介護業務を扱う非常勤職員を雇用している。

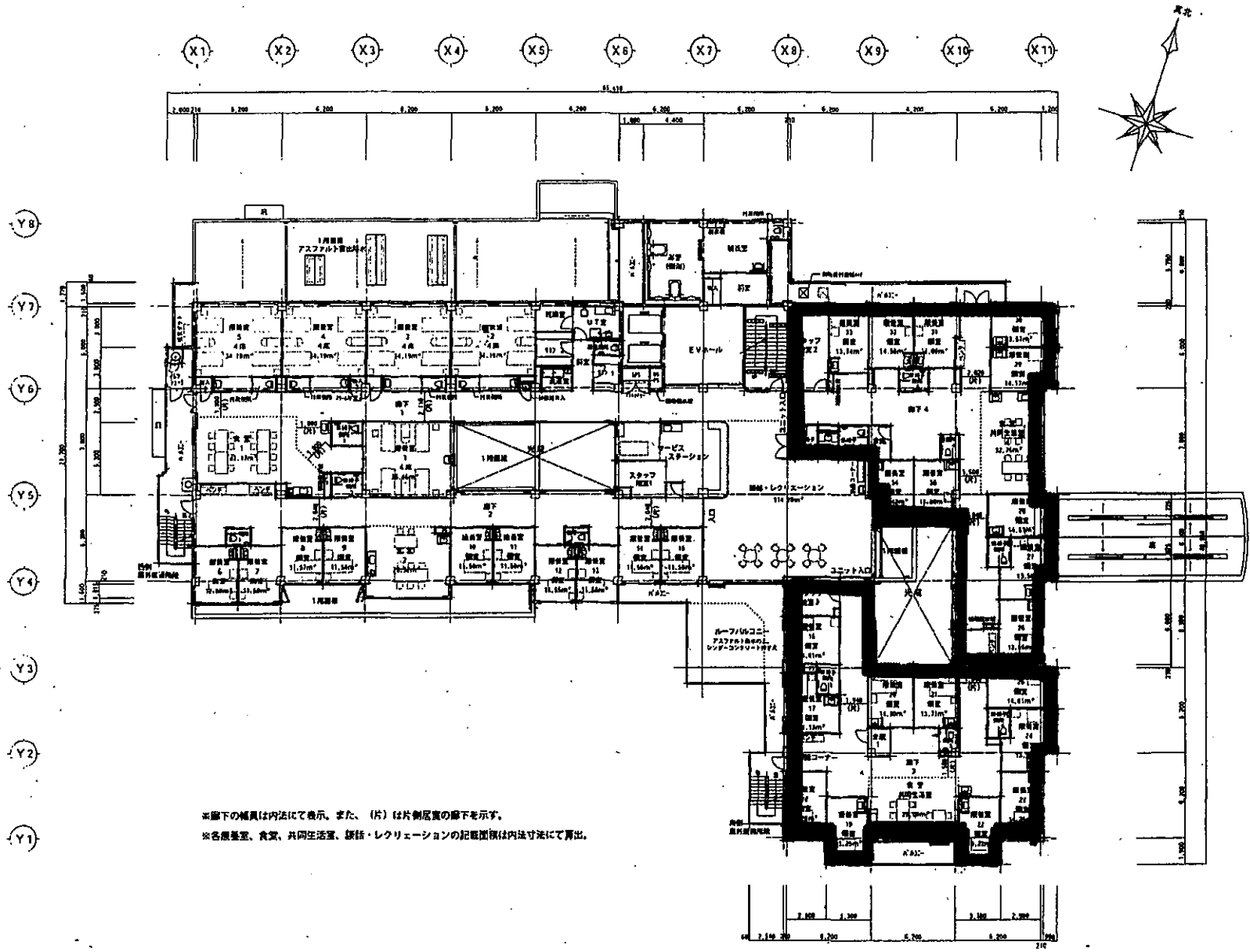


2F (従来型)

番号13 (3F)



3F (3F)

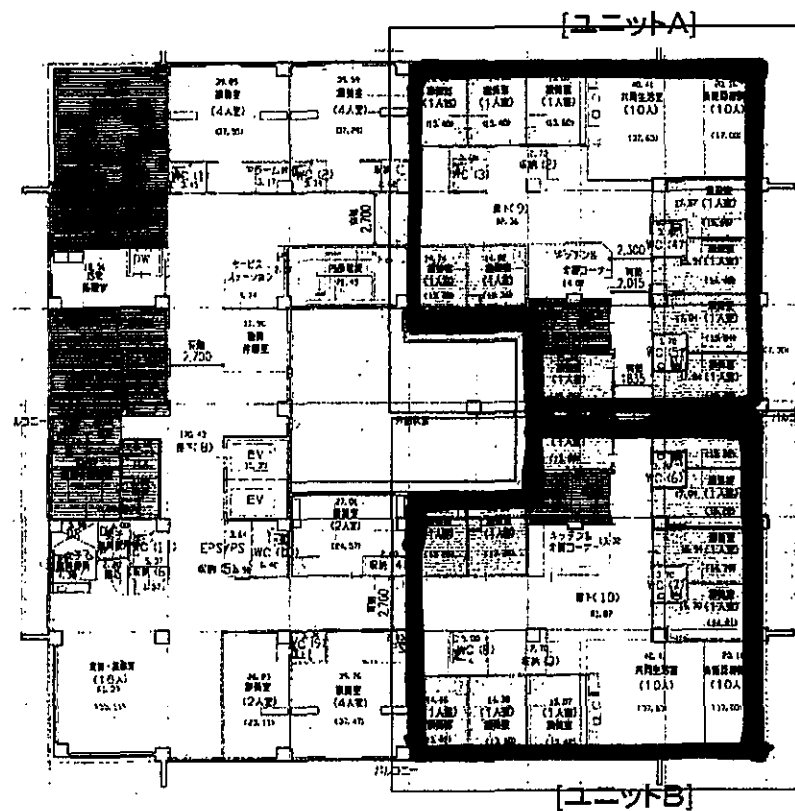


※廊下の幅員は内法にて表示。また、(片)は片側広置の線下を示す。
 ※各展示室、食堂、共同生活室、談話・レクリエーションの記載面積は内法寸法にて算出。

2階平面図

【配置状況】

3階



ユニットA・B間及び隣接する従来型療養棟とドアにて各別の構造となっています。